

「産業構造審議会割賦販売分科会基本問題小委員会中間整理」に対する意見

氏名	労働者福祉中央協議会 会長 笹森 清		
住所	〒101-0052 東京都千代田区神田小川町3-8 中北ビル5階		
電話番号	03-3259-1287	FAX番号	03-3259-1286
メールアドレス			
意見			
<p>安心して使えるクレジット制度の実現のためには、以下のことが必要だと思えます。 絶対に、割賦販売法の抜本的な改正をして下さい。</p>			
<p><b>1. 悪質商法を助長する不適正与信の排除について【Ⅲ-1-(5)】</b></p>			
<p>クレジット会社の既払金返還を含む無過失共同責任を明文で定めるべきである。 (理由)</p>			
<p>○ 詐欺的な悪質商法で契約が無効・取消になっても、支払ったクレジット代金が取り戻せないのは、どうしても納得できません。消費者がクレジット会社の過失を立証する損害賠償では、裁判の手間や費用を考えると、結局は泣き寝入りになってしまいます。被害の実態に即して、消費生活センターでも解決できるような法改正にしてください。</p>			
<p><b>2. 過剰与信の防止について【Ⅲ-2-(3)】</b></p>			
<p>具体的な過剰与信基準(総量規制)を法律で定め、違反した場合には民事効を規定すべきである。 (理由)</p>			
<p>○ 高齢者や若者を食い物にする次々販売が社会問題化していますが、クレジット会社の杜撰な審査による過剰与信がなければ防げたはずです。今年の貸金業法改正による規制強化で、ヤミ金やサラ金もクレジット業界に大挙して進出してきました。業界による自主規制任せでは、多重債務問題はいつまでも解決しません。実効的な規制を求めます。</p>			